

1. 日時：平成 29 年 1 月 23 日（月） 午後 2 時～午後 2 時 30 分
2. 場所：本館 2 階 大会議室
3. 出席者：合田 誠、須河内 貢、道幸 尚志、森本 芳樹、吉兼 和彦
4. 事務局：こども未来部 南野次長
こども政策課 山課長、山中主任、板敷係員、山本係員、津田係員
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
5. 傍聴者：1 名
6. 議案 (1) 地域型保育事業の認可について
(2) その他
7. 議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度 第 2 回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、本日は、委員 5 名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関条例第 5 条第 2 項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

なお、後日、議事録の作成を行いますので、本日の会議を録音させていただきます。予めご了承ください。また、本日もご欠席ではございますが、1 名、新たに委員に就任いただいている方がおられます。参考資料 1 の委員名簿のご確認をお願いいたします。児童福祉事業に従事する者として、門真市民生委員児童委員協議会よりお越しいただいております委員につきまして、変更がございます。担当部会の変更に伴い、五十野文子委員に、新たに就任いただいておりますので、この場でご紹介をさせていただきます。

次に、今回の審議会における諮問についてですが、この審議会ではお諮りする個々の案件について諮問をさせていただく形となりますため、今回、認可申請のあった小規模保育事業所について諮問させていただきます。諮問書につきましては、写しをお席に配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行については委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

委員長：皆さん、改めまして、こんにちは。吹雪の中、お足元の悪い中、本当にご苦労様です。

それでは、ただいま事務局から説明がありましたとおり、認可の件でご検討いただけたらと思います。まず議事次第に沿って進めさせていただきます。「議題 1 小規模保育事業所の認可について」でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題 1 についてご説明いたします。

少し長くなりますので、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。議題の資料説明に入る前に、地域型保育事業について簡単にご説明いたします。地域型保育事業とは「子ども・子育て支援新制度」において、市町村の認可事業として新たに設けられた、待機児童の多い 0 歳児から 2 歳児の子どもを預かる小規模な事業所です。参考資料 2 をご覧ください。参考資料 2 に地域型保育事業の類型を記載しております。①家庭的保育者の居宅等のスペースで行う家庭的保育事業、②定員 6 人～19 人までの小規模な保育施

設で保育を実施する小規模保育事業、③事業所の中で従業員の子どもと地域の子どもをともに保育する事業所内保育事業、④保育を必要とする子の居宅等において保育を行う居宅訪問型保育事業が含まれ、今回認可を審議いただく2件につきましては、保育所分園に近い類型とされている②小規模保育事業所A型となっております。

続きまして、参考資料3をお願いいたします。参考資料の3門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】についても簡単にご説明いたします。

こちらは、先ほどご説明した地域型保育事業の認可基準条例から、小規模保育事業A型にかかる内容を抜粋したものとなっております。

主な部分に下線を引いております。11ページをご覧ください。11ページ29条に設備の基準として、必要な部屋やその面積の基準が記載されております。具体的な内容につきましては、後程、申請内容と合わせてご説明させていただきます。

また、13ページの下段30条には、配置が必要な職員について記載されており、さらに、16ページの下線部分には、現在の待機児童解消の観点から、時限的に配置基準が緩和されておりますので、その内容について規定されております。

事務局：次に、参考資料の4をお願いします。

こちらは国から各自治体あての通知となっております、認可にあたっての詳細な内容や留意点が記載されております。

2ページをご覧くださいと、認可申請に係る審査についての記載がございます。こちらは、審査する項目についての内容となっておりますが、1点目が(1)定員として、小規模保育事業A型及びB型については6人以上19人以下とすることとされております。

次に2点目、(2)といたしまして、社会福祉法人又は学校法人による認可申請についての審査事項の項目がございますが、今回申請のあった2件のうち1件は、学校法人からの申請となりますので、こちらをご覧くださいこととなります。内容としましては、児童福祉法第34条に基づき市で定める基準条例に適合するかという点と、法第34条の15第3項第4号に掲げる、申請者が刑罰等に触れていないかどうか等に関する点について審査することとされております。

また3ページ(3)には、社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可申請についての審査事項の項目の記載がございます。申請のあったもう1件は、NPO法人でありますので、これ以降の項目により、経済的基礎や社会的信望、又は社会福祉事業に関する知識経験等を審査していくことが記載されております。

それらを踏まえまして、地域型保育事業の認可についての説明をさせていただきます。

事務局：資料2-1にお戻りください。資料2-1でございます。今回は2件の事業者から申請がございました。

申請のあった法人及び施設の概要を記載しております。

まず、1点目が「まめっこくらぶ」でございます。法人といたしましては、学校法人大阪ひがし学園でございます。

法人の概要としましては、昭和42年4月1日大阪ひがし幼稚園を開園され、増改築等を経て平成24年新園舎の竣工等子どもたちの教育環境の充実に努められ、理事長におかれましては門真市幼児教育振興計画検討委員会委員や、さまざまな幼児教育研究に取組み、事例発表、冊子発行等の積極的な活動を実施されています。その他といたしまして、法人の財務諸表、事業報告書等については、法人ホームページにおいて公表されています。

続きまして資料2-2をお願いします。申請事業についてですが、該当事業の認可基準について一番右側に記載し、中央の列には各事業者の必要数を記載しておりますので、合わせてご覧ください。

申請事業「まめっこくらぶ」の類型としましては、小規模保育事業のA型となっております。

この小規模保育A型の認可基準を、申請内容と照合し、資料2-2に記載しております項目を中心に確認を行っております。

法人主体は先程ご説明いたしました、学校法人大阪ひがし学園、所在地は門真市三ツ島3丁目12番28号です。事業開始予定日は平成29年4月1日を予定されています。申請事業の類型は小規模保育事業A型です。認可定員は1歳児が6名、2歳児が12名の18名となっています。

施設の概要としましては、資料2-3に図面をつけておりますので合わせてご確認ください。鉄筋コンクリート造3階建ての幼稚園の3階の一部を使用し、保育室や調理設備、沐浴室、便所を配置されます。保育室等の面積につきましては基準上43.56㎡必要ですが、58.56㎡あり、基準を満たしております。屋外遊戯場につきましては、同じ建物の屋上を屋外遊戯場として活用されることとなっております面積は72.5㎡です。

また、職員数につきましては、認可基準を照らし合わせると、子ども18人に対して必要な保育士4人に対して5人を配置し、また、基準上必要となる嘱託医を配置することとなっております。なお、基準上配置する必要がある調理師については、給食を同じ敷地内にある、連携施設の大阪ひがし幼稚園からの搬入とすることから、「まめっこくらぶ」としての配置の必要はございません。

開設時間につきましては、延長保育も含め、11時間の開所を行うこととなっております。

食事提供につきましては、先程職員配置の際に申し上げましたとおり、大阪ひがし幼稚園で調理したものを搬入し提供することとなっております。

3歳児以降の連携施設につきましては、同じ施設内にございます、大阪ひがし幼稚園です。

次に、資料2-4といたしまして、児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書を提出いただいております。以上が「まめっこくらぶ」のご説明です。

事務局：次に、2件目が「麦の子共同保育園」でございます。資料3-1をご覧ください。法人の概要といたしましては、昭和48年12月より認可外保育施設として「麦の子共同保育園」を門真市元町において開設され、主に0歳児から2歳児を中心に、産休明け保育や一時保育など、様々な保育のニーズに応じてこられました。その後、平成19年7月に、施設の老朽化のため所在地を門真市沖町へ移転され、平成24年11月に特定非営利活動法人を設立し、NPO法人として様々な子育て支援を行っております。

続きまして資料3-2をご覧ください。事業の実施主体は、先にご説明いたしました「特定非営利活動法人麦の子共同保育園」でございます。所在地は門真市沖町19番4号、事業開始予定日は平成29年3月1日を予定されています。申請事業の類型としては、先に説明をいたしました「まめっこくらぶ」と同じ小規模保育事業のA型となっております。認可定員としては、18人となっております、内訳は0歳児が6人、1歳児が6人、2歳児が6人でございます。

施設の概要につきましては、資料3-3の平面図を併せてご確認ください。現在、木造2階建ての建物を小規模保育事業A型の基準に照らして改修中であり、主な改修内容といたしましては、施設の1階に幼児用トイレを設置し、2階に避難用の待避上有効なバルコニーを設置することとなっております。また1階には、0歳児6名と1歳児3名に関する保育室並びに調理設備、2階には、1歳児3名と2歳児6名の保育室等を配置されます。保育室等の面積については、基準上51.48㎡が必要となりますが、59.51㎡となっております基準を満たしております。屋外遊戯場につきましては、敷地内にないため、近隣の公園を屋外遊戯場として活用されます。

また、職員数につきましては、認可基準に照らし合わせると、5人の保育士が必要であり、さらに、基準上必要となる調理員及び嘱託医を配置することとなっていることから、6人の保育士と1人の保育補助、また基準上必要となる調理員、嘱託医を配置することとなっております。開所時間につきましては、延長保育も含め、11時間半の開所を行うこととなっております。食事提供につきましては、施設の調理設備で自園調理し提供することとなっております。3歳児以降の連携施設につきましては、現在未

設定ですが、今後市も含めて調整を行い、経過措置期間での設定を予定されております。また、資料3-4といたしまして、児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書を提出いただいております。

申請のあった2施設の主な基準については以上ですが、詳細な項目については、事務局で確認を行っており、主な部分として、資料の下部分に記載しております点について、過去の財務状況や現在の財産の状況などから経済的基礎について確認し、また、これまでの経験から、社会福祉事業に関する経験等について確認しております。

また、認可後につきましては、1年に1回、市が実地検査を行うこととなっており、運営面や会計処理等について、適切に行われているかを確認していくこととなっております。

議題1についての説明は、以上でございます。

委員長：ありがとうございます。ただいま事務局より、「まめっこくらぶ」及び「麦の子共同保育園」の申請内容についての説明がありました。「まめっこくらぶ」につきましては、現在幼稚園として運営されている施設の一部を利用して小規模保育事業所を新設されるということでした。また、「麦の子共同保育園」については、これまで認可外保育施設として運営されてきたところから小規模保育事業への移行に伴う認可申請ということですので。それでは事務局側の説明に対しまして、何かご意見やご質問はございましたらよろしくお願いたします。

道幸委員：2点ご質問させていただきます。最初の法人について、大きな規模の幼稚園なのですが、ここは他に保育所をお持ちではないですか。

事務局：運営されておりますのは、幼稚園、大阪ひがし幼稚園1園でございます。

道幸委員：確かに、幼児教育というのは保育所とやっていることは似ていますが、違うところがあるかと思えます。要するに幼稚園を運営していれば保育所はすぐに運営できるというわけではないと思えます。それについてはどういうふうにお考えですか。体制は似ていますが、保育士さんもいらっしゃるのので、新規にされるという話になり、この最後の方の規定などで言うと、保育所等の実務的なことが分かるということも要件にされているわけですが、これについてはどのようにお考えですか。

事務局：保育士の確保につきましては、当然これから追加して必要な保育士の確保をされていくと思えます。ただ今現状幼稚園を運営されております中にも、幼稚園免許と保育士資格を両持ちの方は多数おられますので、そのあたりの方も有効に活用されるのではないかと考えております。また、当然保育部分の経験が園として無いこともありまして、やはり当初は0歳児の保育はなかなか難しいということもお考えのようで、まずは1歳児2歳児からという思いを持っておられます。そのあたりは事業者サイドも慎重に進めようという考えもお持ちです。幼児教育という部分におきましては、非常に長い経験と施設自体も人気の事業所でございますので、そのあたりは大丈夫ではないかと考えております。

委員長：道幸委員よろしいでしょうか。

道幸委員：はい。

委員長：ありがとうございます。他に何かございましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。他

に意見が無いようですので、次の議題に移らせていただきます。それでは議題2のその他について事務局より説明よろしくお願ひいたします。

事務局：それでは、今後の予定でございます。実は、門真市としまして現在、予算要求段階ではございますが、小規模保育事業の新規事業に向けた準備を進めております。来年度数園、小規模保育事業を募集することになる予定をしておりますので、その際にも児童福祉審議会でお諮りすることとなりますので、詳細が決まりましたらご連絡させていただこうと思っております。今回の2園につきましては、ただいまの議論で認可相当ということでございますので、答申書の方につきましては、委員長一任ということで対応させていただくということでご了承のほどお願ひいたします。以上でございます。

委員長：それでは、今事務局から説明がありましたその他についてですが、今後そういう小規模保育をさらに拡充させていくということで検討するという話がありました。これにつきまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

道幸委員：今後、増やしていく中で、社会福祉法人や幼稚園法人以外のところなど過去に経験があまりないところが出てくるかもしれないので、審査基準を設けているケースがございます。例えば私は他市で小規模の公募に携わりましたが、幼稚園で初めて保育所を開設するケースで、幼稚園だから保育がしっかりできるわけではないので、別の団体を選定したというケースもございました。やはり門真市や門真市民が安心して預けられるところを選んでもらいたいです。確かに増やすのに必死なのですが、門真市が認めた安全できちんとしてくれるところを選ぶような仕組みをつくっていただきたいなと思います。これは私の意見として申し上げておきます。

委員長：ありがとうございます。道幸委員がおっしゃってくれましたように、確かに審査基準といたしますか、申請を受けた事業者に対してハードルを設けることは必要かなと思います。また改めて、事務局側と相談しながら取り組んでいきます。

事務局：そうですね。また、改めて小規模事業者募集に際しましては、こちらの方で基準を設けたり、選定委員会等も開催いたしますので、当然質の部分につきましても慎重に選考してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは特にないようですので、2件の申請は認可という形でよろしいでしょうか。今日の予定しておりました議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成28年度第2回門真市児童福祉審議会を終了させていただきます。ありがとうございます。

事務局：ありがとうございます。

<閉会>